

# 第4回 ケアリーバーの支援のあり方検討委員会

## 参考資料

# 1. 県社会的養育推進計画の取組状況(第2回会議資料)

- ① 平成28年の改正児童福祉法を具現化する「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえて策定した**県社会的養育推進計画**(令和2年3月策定)において示した、「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」の**取組状況を整理**した。
- ② 情報提供の仕組みの構築や**交流の場の整備、自立支援担当職員の配置拡大**などに引き続き取り組む必要がある。

計画策定時の課題	計画で示した取組	取組状況と課題等
<p><b>①自立に向けた準備への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自立前から自立後の実情に沿ったイメージを持ち、スムーズに自立できる支援の仕組みが必要。</li> <li>○自立に向けた有益な情報をワンストップで得られる仕組みがない。</li> </ul>	<p><b>①自立に向けた準備への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>先輩の体験談</b>を聞いたり交流できる場の設置など、自立についてイメージを持つことができる支援を検討。</li> <li>○奨学金等の児童の自立に向けた<b>有益な情報を集約し、ワンストップで発信・相談</b>できる仕組みを検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就職支援セミナーにおいて先輩体験談を実施。継続的な実施と、より<b>多様なモデルと出会う機会</b>が必要。</li> <li>●県HPに県の支援策は掲載しているが、奨学金等を含めた<b>情報提供の仕組み</b>が構築できていない。</li> </ul>
<p><b>②退所後の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○退所後の相談場所の設置が必要。</li> <li>○世間の動向が目まぐるしく変化する状況の中で自立支援を適切に行うための実態調査の実施が必要。</li> </ul>	<p><b>②退所後の相談場所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自立した児童の情報共有や拠り所となる<b>交流の場</b>を設け、悩みを共有し支え合える仕組みを検討。</li> <li>○<b>ソーシャルワーク的な相談</b>を受け付けることができる仕組みを検討。</li> </ul> <p><b>③退所後の実態把握及び交流の仕組みづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○退所児童に対して定期的にアンケート等の<b>実態調査</b>の実施。</li> <li>○SNS等により、<b>つながりを継続</b>できる仕組みを検討。</li> </ul> <p><b>④自立支援担当職員の施設への配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○進学・就職等の自立支援や退職後の<b>アフターケアを担う職員</b>の配置を検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種セミナーには、退所児童へも参加を呼びかけているが、<b>交流の場の設置までには至っていない</b>。</li> <li>○生活相談支援担当職員を配置。<b>社会資源の開拓</b>、支援機関との<b>つながりづくり</b>ができていない。</li> <li>○今年度実態把握調査を実施しているが、来年度以降の<b>継続的な調査の仕組み</b>の検討が必要。</li> <li>●各施設等が個別に対応しており、全県的な<b>SNS等でのつながりの仕組み</b>づくりまでは構築できていない。</li> <li>○20施設中<b>10施設</b>に配置。全施設への配置ができていない。</li> </ul>

## 2. こども大綱(こども施策に関する重要事項)

### こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

#### 1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等  
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組  
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

#### 2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで  
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。  
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期  
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。  
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。  
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり  
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育  
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期  
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。  
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援  
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

#### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

### 3. 児童福祉法の改正（ケアリーバー関係の改正概要）

#### 社会的養育経験者の自立支援

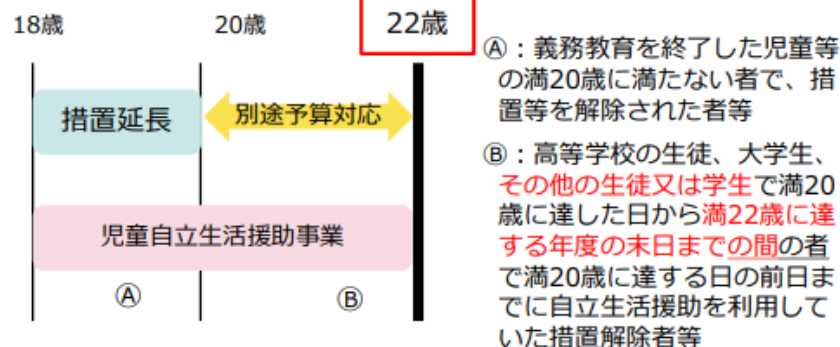
- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
    - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
    - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

#### <児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

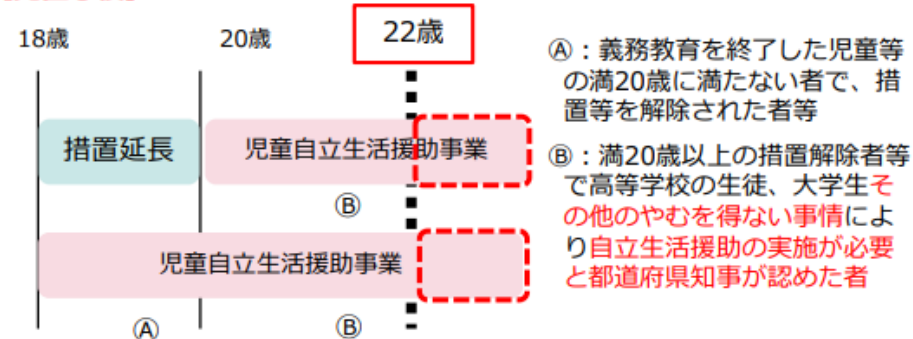
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所し続けることを可能とする。

#### 【現行】



#### 【見直し後】



#### <社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象
  - ※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合
- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

# 4. アンケート調査項目

基本事項	Q1	あなたの年齢を教えてください
	Q2	性別を教えてください
	Q3	最後に生活していた施設等では、どのくらいの期間をすごしましたか
	Q4	施設等を退所したのは何歳ごろですか
住まい	Q5	いま住んでいるのは兵庫県内／県外のどちらですか
	Q6	いまの住まいの種類について教えてください
健康	Q7	治療しなければならない病気がありますか
	Q8	病院に通っていますか
	Q9	治療をしていない理由を教えてください
お金	Q10	病院やクリニックにかかる場合は、どのように支払いをしますか
	Q11	施設等を出たとき、貯金はどのくらいありましたか
進路	Q12	施設等を出た後、1人でお金の管理をするのは、大変でしたか
	Q13	施設等を出た直後は、どの進路に進みましたか

↓ 進路に応じて就職・進学を選択

就職	仕事を探するとき、どんなことを感じていましたか。	
	Q14	①どのような仕事が自分に向いているか、わかっていた
	Q15	②世の中にはどのような会社や事業所があるか、知っていた
	Q16	③就職活動をするための交通費などの金銭的な支援は、足りていた
	Q17	現在の状況について教えてください
	Q18	雇用形態について教えてください
	Q19	その後の状況を教えてください
	Q20	これまで何か所の会社や事業所で働きましたか 転職・退職した理由は何ですか
	Q21	①生活リズムが整わなかった
	Q22	②仕事の内容や量が自分に合わなかった
	Q23	③給料など待遇面が不満だった
	Q24	④職場での人間関係がよくなかった
	Q25	⑤仕事上のストレスがあった

就職	仕事をするうえでどのようなことに困難を感じますか	
	Q26	①生活リズムが整わない
	Q27	②仕事の内容や量が自分に合わない
	Q28	③給料など待遇面が不満がある
	Q29	④職場での人間関係がよくない
Q30	⑤仕事上のストレスがある	

進学	Q31	学校を選ぶ時、どんな学校や学部が自分に向いているのか考えて選びましたか
	Q32	学校の種類を教えてください
	Q33	進学した後の状況を教えてください
	Q34	学校をやめた、もしくは休学している理由を教えてください
	Q35	どんなサポートがあれば学校をやめなかったと思いますか
	Q36	その後の状況を教えてください
Q37	雇用形態について教えてください	

相談	Q38	困ったときに相談できる人はいますか
	Q39	最近の1年間に、ファミリーホームや施設の職員、里親とは、どのくらいの頻度で直接会いましたか
	Q40	LINEやメールや電話での連絡は、どれくらいの頻度でとりましたか
サポート	Q41	会ったり連絡をとったりした回数、多いと思いますか、少ないと思いますか
	Q42	退所後に必要だと思うサポートを教えてください

満足度	Q43	いまの生活の満足度を教えてください
	Q44	その理由を教えてください
メッセージ	Q45	児童養護施設、里親家庭、ファミリーホームをこれから巣立つ後輩たちへ、エールやメッセージをお願いします

## 5-1. アンケート結果への入所児童の意見

R6.1.14の就職支援セミナーに参加した施設(12施設)の入所児童(高校生36人)に、実態把握調査アンケートの結果・必要なサポートをみた意見を聴取

入所児童の意見	入所児童の意見
<p>&lt;住まい&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 将来、シェアハウスで住もうと思っていたので、シェアハウスが少ないのが不安。</li></ul> <p>&lt;健康&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 一人暮らしで病院に通うことができるか。</li><li>✓ 病気になると治療費がかかり、通院の可能性を考えると<u>金銭的に不安</u>を感じた。</li><li>✓ 病院の通院費がどれぐらいかかるのか自分もしらない。</li></ul> <p>&lt;金銭管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ お金の管理を大変だと言った人がたくさんいたこと。自立できる歳になったらお金を自分で管理できることはとても<u>楽なことだ</u>と思っていたので驚いた。</li><li>✓ お金の使い方は大切だと思った。</li><li>✓ お金の管理とかが不安。</li><li>✓ 月々の生活費など<u>思ったよりお金がかかる</u>。自分もお金に困りそうだと思った。</li><li>✓ 必要なお金の内訳・管理・やりくりの方法、一人暮らしについて詳しく知りたい。</li><li>✓ 金銭管理が苦手な先輩体験談の2人は上手に管理されていたのを見て、来年退所なので、今からでは遅いかもかもしれないが<u>今から少しずつ貯めていこう</u>と思った。</li><li>✓ 自分が<u>お金の管理に関して自信がない</u>(普段お小遣いをギリギリの額まで使っしなうので)ため、実際に卒業生の方から失敗談を聞いたことで、<u>不安を感じた</u>。</li></ul> <p>&lt;進路&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 入所中にできるだけ<u>進路の方向性を決めておき、その情報を集めておく必要がある</u>と感じた。</li></ul>	<p>&lt;就職&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ どのような仕事が向いているのか分からないので不安を感じた。</li><li>✓ 進学よりも就職を選んだ先輩が多いが、ストレスから辞めてしまい別の所で働いている方の割合が高いことが分かった。</li><li>✓ 学校では<u>インターンシップの経験</u>ができるので、その<u>機会は大事</u>にし、自分の将来に繋げたい。</li></ul> <p>&lt;相談&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 困った時に<u>相談できる人を1人でも多くつくりたい</u>と思った。</li><li>✓ 契約等の経験が何もないので、<u>イメージがし難い</u>、不安に感じている。</li></ul> <p>&lt;生活&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 今から<u>生活を少しずつ見直していき、学業にももっと取り組んでいきたい</u>。</li><li>✓ 料理の事などわからない事がまだまだあるので1年後にはある程度<u>ご飯を作れるようになりたい</u>。</li><li>✓ 施設を出てからの生活が<u>大変なものだと実感</u>がわいた。</li><li>✓ 一人で生活していくまでに入所期間中に<u>職員にわからない事を聞き、勉強しておくべきことはたくさんある</u>と感じた。</li><li>✓ 自分のことをよく考えているのだと思った。</li><li>✓ 色々な人がいることに驚いた。</li><li>✓ 部屋の片づけとかができるか。</li><li>✓ <u>将来に活かしたい</u>と思った。<u>自分でできることは自分で取り組もう</u>と思った。</li></ul>

## 5-2. 必要なサポートへの入所児童の意見

入所児童の意見	入所児童の意見
<p>&lt;働くことを考える機会の創出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 職業体験の機会をもっと<u>色々な職種でできる機会を作って欲しい。</u></li><li>✓ 将来の選択肢を広げる機会づくりが特に必要だと思った。</li></ul> <p>&lt;一人ひとりの歩みにあわせた自立支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 書類や生活費の管理、人間関係など、不安要素がたくさんあるので、退所後もある程度、<u>私生活に慣れるまでサポートが欲しい。</u></li></ul> <p>&lt;発達段階に応じた提供すべき情報の提供&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 必要な情報を届ける仕組みづくり。進学を考える上で、<u>利用できる支援の情報をもっと欲しい</u>(奨学金など)</li><li>✓ 奨学金関係で分かりやすいものがあればいいなと思った。</li><li>✓ 必要な情報を届ける仕組みづくりが必要。</li><li>✓ サポートの種類が沢山ある。</li></ul>	<p>&lt;こどもの視点に立ったりテラシー教育の実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 自立後のお金に関わる<u>セミナーをもっとしてほしい。</u></li><li>✓ 金銭管理などを学ぶセミナーは受講したいと思った。</li><li>✓ 一人暮らしのこと、上手く出来ている人の話だけでなく、<u>失敗した人の話やもっと具体的な生活レベルを知りたい。</u></li><li>✓ どの程度の家賃がかかるのか、バイトをしている先輩の割合をもっと知りたい。</li><li>✓ 他の施設の卒業生の人からの話を聞いてみたい。住む地域や職種によって異なることが分かったので。</li><li>✓ 退所前に実際に生活の中で身近に使う電化製品の使い方から教えてほしい。</li></ul> <p>&lt;ケアリーバーが頼れる支援拠点の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 退所後のサポートが特に必要だと思った。退所後は一人なので何をすればいいのか分からないことばかりなので、<u>フォロー体制づくりなどは非常にありがたい。</u></li><li>✓ 退所後の相談できる<u>相談窓口があるとすごく助かる</u>と感じた。</li><li>✓ いつでも気軽に相談できる窓口。</li><li>✓ 相談だけでなく<u>必要なサポート先につながる</u>ことができるのは良いと感じた。</li><li>✓ 生活に必要な物がわからない人のために生活に必要な情報をくれる支援は必要。</li></ul>

## 5-3. 実態把握調査アンケート結果への施設職員の意見

入所児童に意見聴取を行った施設職員にも、実態把握調査アンケートの結果等みた意見を聴取

施設職員の意見	施設職員の意見
<p>&lt;出会い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 通常の子どもたちなら、親戚等様々な大人と出会う機会があり、生き方を学ぶ機会が多いが、施設の子どもたちは、学校の教員と施設の職員ぐらいしか大人と話す機会がない子が多く、今回のような機会は非常に貴重な出会いと思う。</li></ul> <p>&lt;体験&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 具体的な将来像を描けないことへの不安を感じる。情報提供だけでなく、<u>体験的な支援(企業体験やお金のシミュレーションなど)</u>を定期的<sup>に</sup>実施出来ないか。</li></ul> <p>&lt;進路選択&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 進路選択をする上で<u>中学生にとっても良い学び</u>になると思う。</li><li>✓ 進路決定において、<u>低学年からの情報提供等、意識づけ</u>をする大切さを感じた。</li><li>✓ お金のために自分の夢を諦めるという思いにだけはさせたくないと強く感じる。</li></ul> <p>&lt;就職&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 離職率が多いことを見ると、<u>離職後どこを頼ればよいのかしっかりと伝えておきたい</u>と思った。</li></ul> <p>&lt;相談&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 困ったことがあれば<u>いつでも施設に相談できる関係性を築き</u>、子ども達のよりどころとなる温かい施設、職員でありたいと思った。</li><li>✓ 施設を退所すると施設に相談に行くというよりかは、<u>自宅訪問のほうが嬉しい</u>といった感じだった。</li><li>✓ 入所中に<u>沢山社会経験を積める機会</u>や退所後も相談しやすい場を確保する為に入所中に<u>様々な機関に触れておきたい</u>と思った。</li></ul>	<p>&lt;情報提供&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 卒園後の生活を具体的に示し支援を考えなければと思った。</li><li>✓ 施設職員が伝える事だけでは子どもたちの受け取りかた、説得力がないところもあるので、<u>卒業生からの話は彼らが身近に感じられ、受け止めやすい</u>。</li><li>✓ 参加した児童に意見聴取した際、支援策のページをじっくり見て、「こんなサポートがあるのは知らなかった」や「ここを出て行くって大変なんやな」と<u>退所後について考える良いきっかけ</u>となった。</li><li>✓ 入所中の児童に児童養護施設で高卒まで過ごし進学→就職したケースをまとめた冊子を見てもらい、<u>自分の可能性の幅を知ってもらう機会</u>にすることもあっていい。</li><li>✓ 卒園生の生の声が子どもにとっては一番響くと感じた。金銭面や人間関係など実際に経験した先輩の話は参考になったと思う。</li><li>✓ 一人暮らしに向けて、光熱費などのことを考えておく必要があると感じた。</li></ul> <p>&lt;必要なサポート&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 退所後に必要なサポートについての回答が今後の自立支援担当としての<u>役割業務の参考</u>になる。資料を通して<u>職員側への課題・気づき</u>があった。</li><li>✓ 子ども達が退所後、困らないようにより良い支援が出来るよう努めていきたいと思った。</li><li>✓ 子どもの住居が<u>施設から遠方の場合が多く</u>、直接のサポート支援が難しい。</li><li>✓ 近隣の施設も含めて各施設の<u>自立支援担当職員との情報共有、相互のネットワーク構築</u>を図りながら<u>素早いフットワークのとれる体制</u>ができればと思う。</li></ul>



## 6-1. 令和5年度 就職支援セミナーの開催概要

日 時 令和6年1月14日（日） 13:00～16:00

場 所 シーサイドホテル舞子ビラ神戸（神戸市垂水区東舞子町1811）

参加者 ①児童養護施設で生活している高校生以上の方 46名  
②兵庫県内の児童養護施設退所者（先輩体験談） 2名  
③児童養護施設の職員 22名  
④協力企業 12名（ブース企業6名、サポート企業6名）

### 内 容 ①「先輩体験談」2名

- ・奨学金を受けて大学へ進学し、現在就職している先輩
- ・奨学金を受けて進学、施設を退所して現在も専門学校に在学中の先輩

身近な先輩（卒園生）が、就職、大学・専門学校等に進路決定するにあたっての悩みなど、どのように周りに相談しながら進めてきたのか、進学してからの友人関係、学校、アルバイトなど両立しながらの生活実態、また、どのように一人暮らしに取り組んできたのか、仕事を頑張ってきたのかなどの失敗談や様々なエピソードを聞くことで、退所後の生活をイメージする。

施設職員との対話形式で退所後の生活、仕事、困ったことなどエピソードを話してもらう。

### ②「就職サロン」 ※企業ブース(5ブース)

興味のある仕事に就いている大人に「なぜこの仕事に就いたのか」「仕事に就くために、たどった進路」「この仕事の魅力」などを直接聞くことによって、子どもたちが、少しでも将来を考えることが楽しくなる機会のひとつとする。

また、様々な職種を知ることによって将来の選択の幅を広げて考えられるようになることを目的とする。

子どもたちにとって興味のある仕事に就いている人たちを実際に会場に招き、ブースに分かれて仕事について20分ほど対話形式で話をしてもらう。交代し2回実施。

## 6-2. 就職支援セミナー参加者アンケートの主な意見

### 先輩体験談

- ✓ これから就職や一人暮らしをするのに役立つようなことを聞いて満足。
- ✓ 施設を退所した後に困ったこと良かったことを詳しく聞いて良かった。
- ✓ 詳しく知りたかった生活費やどんなことで困るのか、将来を考える参考になった。
- ✓ 「これやっとならばよかった」などを知れてよかった。
- ✓ 家賃等の話は参考になった。
- ✓ 金銭管理が苦手なので失敗・成功話を聞いて、これからは繋げていこうと思えた。
- ✓ お金の使い方に気をつけなさいといけなさいと思った。
- ✓ お金のこととかいるのでこれから貯めようと思った。
- ✓ 卒園してから書類関係に困ったと聞いたので自分も気をつけたいと思った。
- ✓ 施設という枠にいるだけで差別なども社会に出たらあるのかなと思っていたが、安心しても良いと聞いて良かった。
- ✓ 似た境遇の人の話を聞いて少し不安が吹き飛んだ。
- ✓ 先輩からの話を聞くと実感がわいてイメージしやすくなった。
- ✓ 去年よりもより現実味がわいてきて、気になることも多かったので、色々知ることができてよかった。
- ✓ 聞いたことは自分の人生に必要なのかもしれないけど、自分にまだ難しかった。
- ✓ この体験談を参考にして今後活かしていきたい。
- ✓ 将来なりたい自分になれている姿とてもかっこ良かった。憧れた。
- ✓ 先輩体験談はとてもありがたいと思うが、高校生から入所した子や貯金が少ない人等の話も聞きたい。
- ✓ もう少し少ない人数で先輩を囲み、先輩と参加者が膝を交えて交流できたらと思った。

### 就職サロン

- ✓ いろいろな経験談がとてもおもしろく、いろいろなことに興味をもつことができた。
- ✓ 自分の将来とどう関わりがあるのかを知るいい機会になった。
- ✓ 会社に入る時はしっかり内容を知ったり、会社の状況を理解する事だと思わされた。
- ✓ 自分のためになる話ばかりで良い時間になった。
- ✓ 自分の中の視野も広まり、進路決定の時期に気のゆるみが出て来てたが、また頑張ろうと思える言葉を沢山教えてもらい頑張ろうと思えた。
- ✓ どんな資格があるといいか、どんなメリット、デメリットがあるかなどが聞いた。
- ✓ あいさつの必要さとコミュニケーションの大切さがわかった。これからノートとペンを持ちあるこうと思う。社会に出ても困らないようなことを教えてくれた。
- ✓ 面接のアドバイスや接客態度について知れて良かった。
- ✓ 色々な企業の話聞いて、それぞれとても魅力的な職業だと思った。
- ✓ 働く時に必要な事を知れて良かった。
- ✓ 色々な職種が聞けたり去年伺った会社とも会えて良かった。
- ✓ 今まで感じなかったことを知れた。これからどうしようか少しわかった。
- ✓ どのような目標で会社を経営しているのかがわかった。
- ✓ あまり聞かないようなことも教えてくださり、就職する時の役に立つと思った。
- ✓ どのような流れで今の仕事についているのかや、色々な種類の仕事を知ることができたので、就職する際の選ぶ時のために良い経験になったと思う。
- ✓ いい会社を選んで自分がなりたい仕事にあったことをしていきたいと思った。
- ✓ 就職以外のことも聞いて実践しようと思った。
- ✓ お話を聞いて自分にも可能性があるんだなと思った。
- ✓ 人生が少し生きやすくなった。
- ✓ 話はとても興味のわく内容だったが、自分の聞きたい職業についても選ぶ機会がほしいと思った。
- ✓ 単なる就労の話でなく、生き様を語ってくださり、素晴らしい機会となった。

# 7. 令和6年度予算案の概要(社会的養護関係) こども家庭庁

拡充

## 児童入所施設措置費等国庫負担金

支援局 家庭福祉課

<児童入所施設措置費等国庫負担金(児童保護費負担金、児童保護医療費負担金)>

令和6年度予算案: 1,485億円(1,392億円) ※ ( )内は前年度当初予算

令和5年度補正予算: 40億円

### 1 事業の目的

都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設若しくは児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担する。

### 2 事業の概要

#### 1. こども未来戦略に基づく新規・拡充事項

##### (1) 施設入所児童等の自立支援の充実

児童養護施設等入所児童の自立を促進するため、大学受験費用を支弁し、大学進学等自立生活支度費及び就職等支度費について、保護者の不在や虐待等の理由により経済的援助を受けられない場合の加算の増額(令和5年度単価 198,540円 → 令和6年度単価 413,340円)を行う。

また、自立援助ホームの一般生活費の単価の引き上げ(令和5年度単価 11,690円 → 令和6年度単価 55,271円)を行う。

##### (2) 施設入所児童等の習い事や授業の環境変化に対応するための拡充

児童養護施設等入所児童の教育機会の拡充を目的として、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として「教育費」及び「特別育成費」をそれぞれ5,000円増額する。

##### (3) ケアニーズの高い児童を受け入れている施設への個別対応職員の配置

障害等を有するケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム、ファミリーホームに個別対応職員を配置する。

##### (4) こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進のための支援

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額20,000円の手当を支給する。

##### (5) 一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

<令和5年度補正予算>

##### ○ 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

## 2 事業の概要

### 2. 令和4年改正児童福祉法に基づく新規・拡充事項

#### (1) 里親支援センターの創設

里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする里親支援センターの運営に要する経費を支弁する。

#### (2) 児童自立生活援助事業の対象拡充

児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化により対象の拡大を行う。

#### (3) 在宅指導措置の委託等に係る費用の義務的経費化

児童相談所長及び都道府県知事が児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導を児童家庭支援センター等の民間施設へ委託する際にかかる経費及び市町村による家庭支援事業の利用措置にかかる経費を支弁する。

#### (4) 一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 ※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

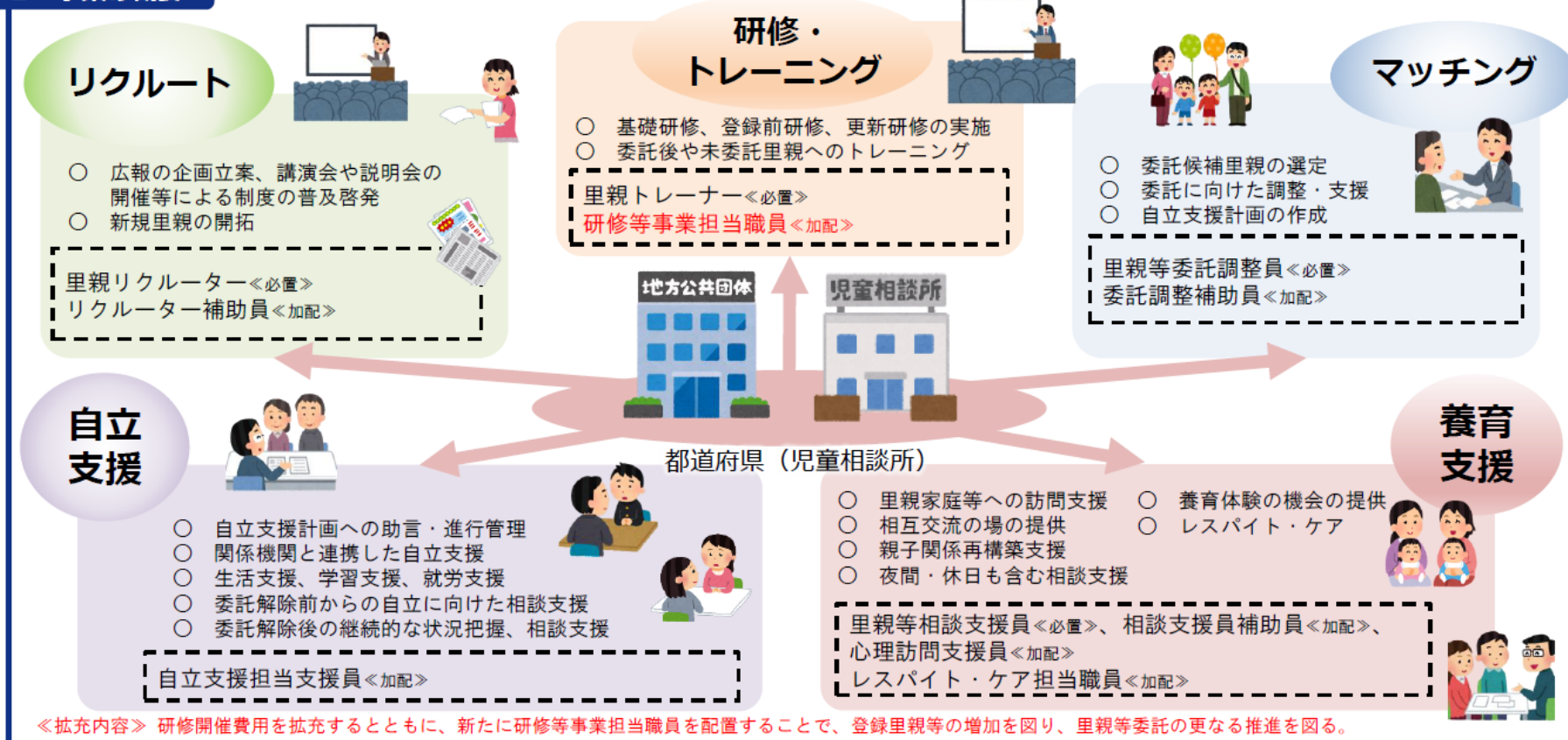
【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2 （上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数（208 億円の内数）※（ ）内は前年度当初予算  
 ※ R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

2 事業の概要



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1/2（又は2/3、3/4）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3、1/4）

＜里親支援センター等人材育成事業費補助金＞ 令和6年度予算案 74 百万円（0円）※（）内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
- このような支援体制の構築に向けて、児童相談所や里親支援センター、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催し、フォスタリング業務の担い手の掘りおこし、育成及び確保を進める。
- その他、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

※ 現行の里親養育包括支援（フォスタリング）機関人材育成事業は、本事業の創設により廃止する。

## 2 事業の概要

- (1) 里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施  
研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。
- (2) 全国フォーラムの開催  
里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成及び確保を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。
- (3) 第三者評価機関職員研修の実施  
里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



## 3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定） 【補助基準額】 73,707千円

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

（※） 研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）については、里親支援センターの職員にかかる費用は児童入所施設措置費等国庫負担金により支弁し、里親養育包括支援（フォスタリング）事業を実施する民間フォスタリング機関等の職員にかかる費用は、「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）により補助。

&lt;安心こども基金を活用して実施&gt;

## 1 事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

## 2 事業の概要

## (1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

## (2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

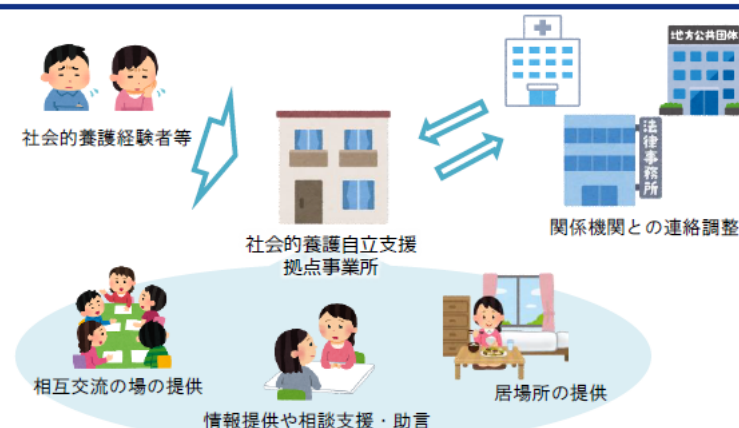
## (3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

## (4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※ (1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



## 3 実施主体等

## 【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	23,794千円
・ 支援コーディネーター1人		
・ 生活相談支援員 1人		
・ 就労相談支援員 1人		
・ 相互交流費用		
・ 関係機関連携費用		
イ 生活相談支援員配置加算		
・ 職員を2人配置する場合	1 か所当たり	5,166千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円

※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助

エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
オ 心理療法担当職員加算		
・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955千円
・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887千円
カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,599千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2